

浦安市商工業振興共同事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月29日

浦安市長 内 田 悦 嗣

浦安市告示第58号

浦安市商工業振興共同事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

浦安市商工業振興共同事業補助金交付要綱（昭和56年告示第51号）の一部を次のように改正する。

別表中小企業等協同組合及び市長が適当と認める任意の商工業団体の項補助金の額の欄中「400,000円」を「450,000円」に改め、同表複数の商工業団体を中心として組織され、市長が適当と認める団体の項補助金の額の欄中「800,000円」を「900,000円」に改める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。